

第 14 章 地震・風水害・豪雪等警防計画

(趣 旨)

この計画は、地震、風害、水害及豪雪、がけ崩れ等の災害に対処するため、遠野市災害対策本部又は遠野市災害警戒本部（以下「災对本部等」という。）と協力し、消防団及び関係機関と連携を図り、防災体制を確立するよう必要な事項について定める。

第 1 節 活動体制

(召集基準と召集範囲)

第 1 管内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を実施するため、消防長は、災害の規模及び災害の状況を勘案し、遠野市地域防災計画を準用し、次表に定める区分により職員は参集し、又は職員の召集を行い、必要により警防本部又は署隊本部を設置する。

区分	召 集 (参 集) 基 準 (配 備 基 準)	召 集 (参 集) 範 囲 (配 備 職 員 の 範 囲)
警 戒 配 備	1 遠野地区に気象警報又は洪水警報が発表され、消防長が必要と認める場合。	1 消防総務課員は参集する。 2 消防長、所属長が必要と認める人員を召集する。
	2 災害発生のおそれがあると認められる場合。	消防長、所属長が必要と認める人員を召集する。
1 号非 常配備	1 遠野地区に気象警報又は洪水警報が発表され、遠野市内に被害が発生すると見込まれる場合。	1 消防総務課員は参集する。 2 消防長、所属長が必要と認める人員(職員 1/2 以上)を召集する。
	2 大規模な災害が発生した場合、又は相当規模の災害発生のおそれがあると認められる場合で、消防長が 1 号非常配備体制を講ずる必要があると認める場合。	全職員を召集する。
	3 市内に震度 4 以上の地震が発生した場合。	全職員は参集する。
2 号非 常配備	大災害が発生した場合、又は消防本部全ての組織機能を講ずる必要があると認められる場合。	全職員を召集する。
	消防長又は所属長が必要と認める場合。	消防長又は所属長が必要と認める人員を召集する。
※ 夜間、休日等の勤務時間外において、警戒配備又は 1 号非常配備に係る配備職員に不足が生ずると認められる場合は、配備職員の範囲と異なる範囲において、職員召集することができる。		

2 前表における活動組織は、第 2 章第 3 節第 4 に定める特別警防体制の組織編成によるものとし、消防長及び消防総務課長は、災对本部等と連携して部隊運用が円滑に行われるよう努める。

(警防体制の強化)

第 2 1 号非常配備以上において、全職員に対して召集発令を発した場合は、特別警防体制を図るものとする。

(災对本部等と警防本部等の関係)

第 3 遠野市災害対策本部等設置に係る消防活動は、次のとおりとする。

(1) 遠野市災害警戒本部が設置された場合は、警防本部又は署隊本部を設置し、通常警防体制又は特別警防体制において、災害警戒及び災害対策活動を行うものとする。この場合、消防長又は所属長の命によって、同様の活動を行うものとする。

(2) 遠野市災害対策本部が設置された場合は、警防本部を設置し、特別警防体制において、災害対策活動を行うものとする。

この場合、遠野市災害対策本部規程第6条に定める消防防災班の位置付けにより分掌事務を行うものであるが、あくまで警防本部として消防長又は所属長の命によって災害対策活動を行うものとする。

(職員の召集)

第4 召集方法は次によるものとする。

(1) 召集命令の伝達は、災害状況等を勘案し、電話、携帯メール、消防無線、遠野ケーブルテレビ、防災行政無線のうち、いずれかで行うものとする。

(2) 前号の召集方法が困難な場合、消防法施行規則第34条の消防信号によるものとする。

2 召集方法及び参集場所は、第9章に定める職員の参集、召集計画によるものとする。

第2節 出動

(出動計画)

第1 出動計画は、次によるものとする。

(1) 出動命令は、消防長又は所属長とする。

(2) 出動隊の編成は、第10章出動計画に基づき、所属長が決定するものとする。

第3節 資機材の配備

(資機材の配備等)

第1 水防に必要な資機材は遠野市地域防災計画に基づき、市において消防用資機材を備蓄しておくとともに、配備に要する車両、資機材の補充調達等については、協議して行う。

第4節 監視警戒

(監視警戒)

第1 河川の増水あるいは台風等の接近にともない、管内を通過する恐れがある場合は、堤防の損壊、かけ崩れ建築物などの被害が予想されるので、管内を警戒パトロールし、状況に応じて速やかに次の事項を報告する。

(1) 河川の水位状況

(2) 堤防、道路並びに橋梁の状況

(3) その他、災害危険上必要と認める事項